

医療的ケア児者の 個別避難計画作成の手引き



埼玉県のマスコット「コバトン」&「さいたまっち」

令和8年3月発行

はじめに

地球温暖化の影響による記録的豪雨や首都直下型地震など、災害は、いつ、どこでも起こり得ることから、平常時に災害への備えを講じておくことは極めて重要です。

災害対策基本法により、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成は市町村の努力義務となっておりますが、医療的ケア児者に関しては、災害時に命を守るために様々な支援が必要であることから、個別避難計画の作成を早急に行う必要があります。

個別避難計画の作成は、県内すべての市町村で着手済みですが、「医療的ケア児者の個別避難計画」となると、まだ作成経験のない市町村が多いようです。

医療的ケア児者の個別避難計画には、盛り込むべきことや、事前に調整や確認が必要な事項が多くあります。また、1人1人の症状等が違うため、オーダーメイドの対応が必要となります。

医療的ケア児者の状態像は、重度心身障害かつ医療重症度が高い（人工呼吸器使用等）場合もあれば、人工呼吸器を使用しつつも走り回れるような場合もあるなど、様々です。

よく、医療機器の電源について課題になりますが、導尿など、電気を使用しない医療的ケアもあります。家族状況や家屋状況によっても、避難行動にどのような支援が必要になるかは異なります。つまり、個別避難計画の作成にあたり考慮すべき事項は、医療的ケア児者の状態像によってかなり異なります。

そのため、県では、「医療的ケア児者の個別避難計画作成の手引き」を作成し、個別避難計画を作成する市町村を後押しすることといたしました。

この手引きの作成に当たっては、各地の先進事例を収集し、複数の様式を紹介するなどの工夫をしています。各市町村においては、地域資源や医療的ケア児者の家族の状況などに応じ、関係者間で調整し、適切かつ有効な個別避難計画を作成していただくようお願いいたします。

災害時に、医療的ケア児者やその御家族が取り残されることなく、適切な避難行動をとれるよう、本手引きを活用していただければ幸いです。

埼玉県福祉部障害者支援課
(埼玉県医療的ケア児等支援センター)

もくじ

1. 個別避難計画作成の手順 …… P1

- (1) 管内の医療的ケア児者の状態像・居住実態等を把握する … P1
- (2) 我が地域の災害リスクを確認する … P2
- (3) 対象者像を共有する … P3
- (4) 避難に必要な物品の例 … P4
- (5) 避難場所の設定 … P5
- (6) 計画の検証 … P8
- (7) 計画の管理と随時の見直し … P8
- (8) 関係者の関係構築・維持 … P9

2. 各様式の紹介 …… P10

- (1) 一括型 … P11
- (2) 分割型 … P11
- (3) マイタイムライン型 … P12

3. 個別避難計画作成にあたって、よくある質問 P13

- (1) 誰が作るのか … P13
- (2) 市町村行政の中で、どこの部署が担当するのか … P13
- (3) 計画作成を民間に委託できるか … P13
- (4) 誰の分から作るか … P14

4. 日頃からの取組 …… P15

- (1) 地域のつながりの中に医ケア児者・家族が居場所を持てるようにする … P15
- (2) 外出支援 … P16
- (3) 防災意識を高める支援 P17

5. 参考 …… P18

＜紹介様式＞例1、例2、例3… 別添

＜参考資料＞医療的ケア児者・重症心身障害児者とその家族のための防災ガイドブック) … 別添

1 個別避難計画作成の手順

(1) 管内の医療的ケア児者の状態像・居住実態等を把握する

どのような避難行動が適切かは、対象者の病状や家族状況、居住環境によって異なります。まずは、把握する（対象像を具体的にする）ところからはじめます。

埼玉県では、毎年、各市町村に医療的ケア児者（者については医療的ケアがあり、重症心身障害児から成人期に移行した方）の数を調査し、取りまとめています。各市町村の把握方法は、以下の3つを組み合わせていることが多いようです。

- ①障害サービスの支給台帳から、医療的ケアスコア判定がされている児童を抽出する
- ②保健センターから情報をもらう（就学前の児童が中心）
- ③保健所から小児慢性特定疾病医療費助成制度受給者の情報をもらう
- ④者については、重症心身障害児から成人移行した方の個別台帳を確認する

◆補足◆

①のみで調査を行っている市町村もありますが、この場合、低年齢により障害者手帳未取得の児童や、障害者手帳に該当しない病状の児童が漏れますので、注意が必要です。

◆補足◆

県は市町村からの求めに応じて避難行動要支援者名簿作成に必要な難病患者の情報を提供可能です。管轄の保健所に御相談ください。（医療的ケアの有無をすべて把握しているものではありませんので御注意ください。）

◆補足◆

障害福祉サービスや医療費助成制度の公的制度を利用していない方の把握は難しいですが（特に成人期以降の場合）、地域の訪問看護事業所が把握している場合があります。

訪問看護事業所は個別避難計画作成の際にも協力していただく必要があるため、対象者の把握段階からアプローチしてもよいと思います。

把握をしたら、どこに住んでいるか地図に印を付けるなどして視覚的にわかりやすくします。（この後、ハザードマップと突合したり、避難場所の候補等を考えたりする際に使います。）また、把握した医療的ケア児者が避難行動要支援者名簿にまだ掲載されていないようであれば、掲載を検討します。

◆補足◆

- ・ 避難行動要支援者名簿への掲載については、要支援者の同意は不要
- ・ 名簿情報を平時において外部関係者に提供する際には、要支援者の同意が必要
- ・ 災害時は、要支援者の同意なくとも外部関係者に名簿情報の提供が可能

（２）我が地域の災害リスクを確認する

敵を知らずして対策を練ることはできません。どの地域に、どのような災害が起きる可能性が高いのかを確認します。

医療的ケア児者の居住地とハザードマップを突合し、災害リスクの高い地域に居住している方を洗い出すことで、個別避難計画の作成の必要度を評価すること（作成の優先順位を付けること）ができます。要支援者に計画作成の同意をもらう際にも（個別避難計画の作成には本人の同意が必要）、説明しやすくなります。

また、該当の場所でどのような災害が起きる可能性が高いのかがわかれば、避難方法や避難場所の具体案も出しやすくなります。

●事例●

〈ある当事者・御家族〉～自宅避難を想定～

浸水のリスクがある地域だが、マンション上層階なので、居住している場所に影響が及ぶ可能性は低い。そのため自宅避難を想定し、準備をしている。

(3) 対象者像を共有する

作成の対象者が定まったら、その方の状態像等を関係者間で共有します。

関係者としてよく見受けられるのは、

- ・市町村職員（福祉部局・危機管理部局・自治会等を所管する部局等）
- ・医療機関（医療的ケア児者の主治医、訪問看護事業所）
- ・障害福祉サービス事業所、相談支援事業所
- ・保健所
- ・防災関係の有識者（防災士等）

などです。

民生委員や自治会の方などについては、作成段階からではなく、計画検証の段階（避難訓練等）でお声がけする事例が多いようです。

なお、医療的ケア児者に直接かかわっていない関係者がいる場合には、具体的な避難計画を考える前に、医療的ケア児者を知っていただくための勉強会を実施したり、実際に御本人にお会いできるような機会を作ったりすることができると思います。避難について御本人や保護者と対話・意見交換することで、実効性のある個別避難計画の作成につながります。

●事例●

＜地域センターともに＞～当事者のことを「知る」支援～

管内のある市にて個別避難計画作成に関わる中で、災害対策の担当課職員に、作成対象である医療的ケア者に直接会っていただく機会を設けた。職員の方からは「（避難計画作成の）難しさがわかった」との感想をいただいた。

難しさも含め、実情を関係者の方々に知っていただくことは大切なことであると考えている。

(4) 避難に必要な物品の例

医療的ケアに必要な物品は、災害時に手に入りにくくなる可能性があります。

普段から1週間分を目安に備蓄しておくで安心です。大きめのカバンなどにまとめて入れておくと、いざというときに持ち出しやすいです（カバンの中身が古くならないように、普段から使用しその都度補充します）。

●事例●

〈ある当事者・御家族〉～持出品、備蓄の工夫～

持ち出しやすいように、1週間分の物品をひとまとめにして収納している。

災害時は物品の洗浄ができない可能性があるので、使い捨てで使用できるものを入れている。収納しっぱなしにせず、普段から外出の際に使用するようし、使用期限が切れないようにしている。

また、避難所として予定している場所に置かせてもらえると、持ち出す量が減って避難しやすくなります。

●事例●

〈ある当事者・御家族〉～分散させて備蓄～

たくさんの荷物を持ち運ぶ必要があるため、普段からよく利用している場所（通所支援事業所や実家等）に分散して、物品を置かせてもらっている。災害時だけでなく、「持ってくるのを忘れた」「(利用施設等で) 予定よりもお迎えが遅くなる」時などにも活用できる。

●事例●

〈ある事業所〉～福祉避難所に備蓄～

医療的ケアのある方の福祉避難所になっているため、避難時に必要な物品をロッカーに入れて自己管理してもらっている。普段から通所で来ているので、送迎時に、適宜中身を入れ替えてもらっている。

避難に必要な物品は個々によって異なりますが、「5 参考」で添付している紹介様式の例1「山形県統一様式」のP3～P4「災害用備蓄リストー7日を目安に一」や、参考資料の「医療的ケア児者・重症心身障害児者とその家族のための防災ハンドブック」の裏表紙（「防災チェックリスト」が参考になります）。

（5）避難場所の設定

避難場所が決まれば、避難経路や避難手段等を具体的に検討できるようになりますし、普段の備蓄をどのようにするかも検討しやすくなります。

◆補足◆

県内ですでに作成されている、医療的ケア児者の個別避難計画を見ると自宅避難が多いですが、自宅にいるときに発災するとは限りません。普段よく行く場所を想定して、どこにいるときにどこへ避難するのか、複数のパターンを考えておきましょう。

●事例●

〈埼葛北地区地域自立支援協議会トロンコ〉～避難場所を皆で探し出す～

対象となる医療的ケア児の自宅の位置を地図に落とし、近隣に避難できそうな場所があるか関係者会議で意見を出し合って探す。御家族と避難場所を確認し、サービス等利用計画に、自宅避難を含む避難場所を記載する。

① 自宅避難

災害リスクを検討した結果、家屋の立地場所や家屋の状態から、家屋自体が損害を受ける可能性が低いとなれば自宅避難も選択肢に入ります。

御本人の病状、荷物の多さ、ケアに必要なスペースの広さ、プライバシーの確保（排泄ケアなども行うため）を考えると、避難所で避難生活をするには、相当な事前調整と、発災時の周りの協力や理解が不可欠になるため、自宅避難を希望する方も多いと思われます。

◆補足◆

水害の時に浸水の危険がある（平屋で2階がないなど）、地震で自宅が倒壊する危険があるなど、自宅に留まること自体が危険な場合もありますので、よく確認することが必要です。

！注意！

物資や支援、様々な情報は、避難所に集約されます。そのため、自宅に留まることによりそれらへのアクセスが難しくなり、孤立する恐れがあります。

保護者は常時の医療的ケアのために、避難所に物品を受け取りに行ったり、情報収集をしに行ったりすることが難しい場合があります。計画作成にあたり関係者で検討する項目として取り上げましょう。

！注意！

自宅避難を選択した理由について、避難所に行っても居場所がない、他者の迷惑になる、過ごすための環境が整えられていない、という環境整備の不十分さによるものが散見されます。すぐの解決は難しくても、医療・福祉の支援機関の協力を得て、福祉避難所の拡充を図るなどの取組が必要です。

② 親族宅、知人宅

普段から行き来している御実家や知人宅などを避難先とする場合もあります。

③ 一般避難所・福祉避難所

個人宅以外の避難先として公的な避難所（一般避難所、福祉避難所）が想定されますが、医療的ケア児者が過ごせる場所かどうかのアセスメントが必要です。

◆補足◆

＜避難所の環境として必要なこと＞

- ・スペースの確保（医療機器のスペース、介助スペース、保護者等の寝泊りスペース）
- ・プライバシー確保のためのパーテーション等（排せつ介助等を行うため）
- ・電源の確保（呼吸器や吸引器等、生命の維持に必要な医療機器の駆動）
- ・周りの理解（昼夜問わず生じる介護、医療機器のアラーム音、スペースや電源を使用することなどへの理解）

●事例●

＜社会福祉法人ともに福祉会＞～地域の理解を得る～

災害時のことを視野に、地元の自治会長等に声をかけ、生活介護事業所の見学会を開催した。見学会では、利用者の方に会っていただき、障害特性について説明したり、障害者避難の課題等について説明したりした。自治会長等からは「わかってよかった」「今度、地域の防災訓練にもぜひ参加してほしい」とのお声をいただき、利用者からは「知ってもらえている、と思うと安心」とのお声があった。

なお、②の親族宅、知人宅も含め、自宅外に避難する場合には、本人の移送と荷物の運搬で人手が必要になります。交通手段、人手、経路などを確認します。

！注意！

医療的ケアがあると、本人の移送だけでなく、医療機器やケアに使用する物品など、かなりの荷物も運搬する必要があります。そのため、御家族だけでは対応が難しい場合があります。地域の方の御協力や理解が欠かせません。

(6) 計画の検証

机上でシミュレーションをしていると、気が付かないことが多くあります。避難訓練を行い、計画通りに避難してみることで、課題が見えやすくなります。避難訓練は、その地域に居住している医療的ケア児者について、地域の方に知っていただくよい機会にもなります。知っていただくことで、災害時の支援につながる場合もあります。

●事例●

＜鴻巣北本地域自立支援協議会＞～避難訓練で得る地域の理解と、次の段階への展開～
自立支援協議会のプロジェクトとして、医療的ケア児の個別避難計画の策定と、計画に基づく避難訓練を実施。当日は自治会長や民生委員が参加し、荷物の運搬等を手伝ってくれた。地域に医療的ケア児が住んでいることや、災害時に支援が必要であることについて知っていただく機会となった。併せて、一般避難所の開設訓練の見学を実施し、一般避難所における環境（1家族が利用できる広さ等）や避難所にどのような物品があるか等、実際の避難所の様子を確認することができた。これらの結果を踏まえて、計画の見直しを行った。

地域の協議体の中で個別避難計画作成や避難訓練などを行うことで、多機関が関わった取り組みとして協議体の中に蓄積され、次の取り組みに繋げやすいというメリットがあると考えられる。

(7) 計画の管理と随時の見直し

本人、御家族の状況には変化があるため、少なくとも年1回は計画を見直します。また、計画が作られているか、直近の見直しがいつか、などを管理することも大切です。

●事例●

＜志木市＞～プロジェクトチームで計画有無や更新の管理～

市内の医療的ケア児について、年度はじめと年度末に医療的ケア児支援会議において、災害時等個別サポートブックや個別避難計画の作成、更新状況について全ケース確認する。

(8) 関係者の関係構築・維持

個別避難計画の作成にあたっては、多方面にわたる情報や調整が必要になります。しかし、せっかく関係者の連携体制が構築できても、職員の異動や退職などをきっかけに、つながりが切れてしまうことがあります。

個別避難計画は、御本人の病状や御家族状況の変化などにより、随時見直しが必要です。また、以前はなかった資源が新たにでき、計画をよりよいものにするチャンスがふいに訪れる場合もあります。そのため、定期的に関係者が集まり、計画更新の必要性について確認する、新たな情報の共有を行うなど、連携体制の維持に努めることも大切です。そうすることで、当事者の方の安心にもつながります。

●事例●

〈ある当事者・御家族〉～関係者の顔が見えず、不安～

初めて個別避難計画を作成したときは関係者が全員集まり、とても心強く感じた。

その後、ライフステージの変化や職員の異動などで関係者が変わったが、1年ごとの計画更新は郵送のやり取りのため、現時点での関係者の顔が見えなくて不安。

●事例●

〈所沢市〉～関係課や関係機関を巻き込むイベントを定期開催～

「医療的ケア児交流会」で、災害対策をテーマに勉強会を開くなどして、災害対策担当課や関係機関、当事者・御家族とのつながり作りに努めている。

2 各様式の紹介

災害対策基本法に定める、個別避難計画に載せなければいけない事項は、作成対象となる方の

- ・氏名
- ・生年月日
- ・性別
- ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援等を必要とする事項
- ・避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- ・避難施設そのほかの避難場所及び避難経路そのほかの避難経路に関する事項
- ・その他、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

です。

これから、各先行自治体の様式を紹介していきます。

◆補足◆

既存の様式を使用すればそれなりに計画が仕上がりますが、どの様式がよいかを関係者間で話し合い、決めていくプロセスを大切にしてください。

また、一度様式を決めても、作成する経過の中で「この対象者の場合、この様式だと使いにくい」「我々の地域では、ここの部分をもう少し盛り込んだ方がよい」など、様々な意見が出てくると思います。ああでもない、こうでもない、こうしたらよいのではないかと、といったやり取りを積み重ねることで、関係者の関係が強化されていきます。

●事例●

<熊谷市>～協議体を作り、個別避難計画の様式づくり～

庁内の福祉、危機管理、教育関係の担当課や、社会福祉協議会、当事者団体、学識経験者、地域センターたいよう、地元の総合病院、保健所、基幹相談支援センターなどを集め、個別避難計画の様式づくりを進めている。様式づくりを通して、市役所内だけでなく、いろいろな分野の方々との「つながり」を作ることができてきた。この「つながり」が個別避難計画をより一層効果的なものとし、災害時の対応力を向上させられると思う。

(1) 一括型

1冊に、避難先や避難手段、電源がどの程度持つか、持ち出し物品、基本的な医療情報などをまとめたものです。先行自治体の医療ケア児個別避難計画作成マニュアルはこの形式が多い（東京都、青森県、山形県）です。欠かせない視点が網羅されており、空欄を埋めていくだけで、必要な情報がまとまります。

そのため、一見ボリュームがあって大変そうなのですが、意外と初心者向けです。

留意点として、個別避難計画として地域の支援者（例えば民生委員など）に配るには、情報量が多いことが挙げられます。病状等の極めて個人的な情報についても盛り込まれるため、作成対象者から、地域の支援者（民生委員など御近所の方）との共有について、同意が得られにくくなる場合があります。また、地域の支援者が見たときに、結局何をすればよいのか分かりにくい場合があります。

例1：山形県様式（山形県統一様式：災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用））

(2) 分割型

①完全分割式

(1)の一括型と、それとは別に、情報をシンプルにしたシンプル版をもう一つ作成します。市町村でもともと使用している個別避難計画の様式が、シンプルな内容であることが多いため、既存の様式を活用することを検討するとよいでしょう。

一括型の分は、民生委員や自治会等の地域の支援者を含まないコアメンバーとの共有時に使用します。シンプルに作成した分は、地域の支援者と共有します。

一括型は情報量が多いため、地域の支援者との連携を考えますと、共有やわかりやすさの点で難しさが生じる場合があります。地域での支援に必要な情報を選別し、シンプルなものを作ることで、地域の支援者との連携が取りやすくなります。

例2：志木市様式（災害時個別サポートブック、避難行動要支援者個別避難計画作成に関する情報提供書）

②補足式

市町村でもともと使用している個別避難計画の様式をメインに使用します（シンプルな情報量であることを想定しています）。そこへ補足資料として、（１）の一括型から必要なページを抜粋して追加します。補足資料を追加したものは、①完全分割式と同様、当事者や専門職などのコアメンバーとの共有時に使用し、補足資料を抜いたものは、地域の支援者と共有します。

既存様式を活用しつつ、必要な情報だけその都度追加することができますし、関係者と共有する情報量を調整しやすいという利点もあります。

（３）マイタイムライン型

（２）のシンプル版程度の情報量で、時系列を意識して、何をすべきかを書き出していくものです。川の氾濫など、ある程度予測可能な災害に対する行動計画書として普及しています。時系列で考えますので、具体的に想像しやすい、シミュレーションしやすい、といった利点があります。ただし、医療的ケア児者の避難行動の支援には、様式中にない調整事項が多くありますので注意が必要です。

お勧めの活用方法は、（１）と（２）で作成した計画をマイタイムライン型に落とし込む方法です。時系列に整理されることで、具体的な行動をイメージしやすくなりますので、計画上の課題を検証することに役立ちます。また、計画に基づく避難訓練を行う際にも、行程表として活用できます。防災意識を高めるための取組で活用している事例もあります。

例３：東京都北区様式（大規模水害時のマイ・タイムライン（避難行動要支援者用））

※東京都北区では個別避難計画の様式を別途定めています。

本手引きで紹介する様式は、個別避難計画作成までの代替として使用されているものです。

●事例●

＜春日部保健所＞～学習会でマイタイムラインを作成～

医療的ケア児御家族と支援者を対象にした学習会を開催し、マイタイムラインを作成した。管内市危機管理防災課よりハザードマップの活用法について説明後、自宅の場所、自宅の想定浸水深、それに伴う避難行動について、順に確認した。その後、具体的な避難場所を定め、経路を確認し、災害時にどのように行動するか、どのような課題があるかを共有した。

3 個別避難計画作成の作成にあたって、よくある質問

(1) 誰が作るのか

作成については、災害対策基本法の規定により、市町村の努力義務となっています。相談支援事業所や訪問看護ステーションなどの熱心な支援者が中心となり、作成を行っているケースもありますし、当事者の方が自分で作っている場合もあると思います。それぞれ素晴らしい取組です。ですが、地域の支援者の理解を得る取組、関係機関への働きかけ、福祉避難所の調整など、民間や当事者御自身では難しいことも多々あります。行政が主体的に作成に関わり、避難行動における課題等を把握し、わが町における対応策を考えることが大切です。

(2) 市町村行政の中で、どこの部署が担当するのか

個別避難計画の作成自体は、県内すべての市町村で行われているため、いずれかの課がすでに担当している状況と思われます。しかしながら“医療的ケア児者の”個別避難計画となると、その専門性の高さから、既存の担当課では作成が難しいことがあるようです。

どの課が中心になるにせよ、一つの課だけで作成することは難しい、ということをまず御理解ください。福祉部局には災害対策のノウハウがなく、危機管理部局には福祉の知識が不足しています。また、地域の方への理解を促進するためには、民生委員や自治会等を所管する課の協力も必要です。危機管理所管課、地区防災所管課、障害福祉所管課、地域福祉所管課、医療保健所管課など、さまざまな課が、それぞれの情報や資源、知恵を持ち寄ることが大切です。

(3) 計画作成を民間に委託できるか

委託は可能ですが、医療的ケア児者の個別避難計画の作成は、様々な分野の情報や資源、知恵が必要となりますので、留意してください。

例えば、相談支援事業所に委託した場合、対象者に係る福祉情報や家族情報等に詳しいため、2（1）で紹介した一括型の様式を使って埋めていけば、ある程度の計画が仕上がります。しかしながら、「個別避難計画を立てる」ことは、災害対策において、“ゴール”でも“目的”でも“成果物”でもありません。個別避難計画の作成は、より安全な避難行動が可能になるよう関係者間で議論し、解決に向けて動いていくためのプロセスの1つです。

前述（2）のとおり、個別避難計画の作成には、行政各課からの協力が欠かせないものと考えます。地域住民への働きかけ、地元の消防団や消防署への協力要請、福祉避難所の開拓や整備など、必要な調整は多岐・多分野にわたります。作成の中で、どの部分であれば委託先の得意分野を生かせるのか、どの部分は行政が直接関与しなければならない部分なのかを、よく見極める必要があります。

（4）誰の分から作るか

一般的には、医療重症度、家族環境、ハザードマップの危険地域に居住しているかなどが判断材料になります。

ですが、家族が協力的、熱心な支援者がいる、など、取り組みやすい事例から作ってみるのもよいと思います。「まずは1事例作る」ことが大切です。作成を通して関係者のつながりができ、作成のノウハウが共有されれば、次の事例の作成に生かされます。

4 日頃からの取組

(1) 地域のつながりの中に医ケア児者・家族が居場所を持てるようにする

医療的ケア児者の個別避難計画の作成は、多機関、多職種の協力が必要であり、専門性が高いものと言えます。

しかし、だからといって、地域のつながりの輪から分断されてはいけません。よほど局所的な災害でない限り、発災してから専門職が駆け付けるまで、時間がかかるでしょう。

避難しなければいけない場合、まず頼りになるのは地域の方々です。平時からご近所の方とのつながりを持って生活できるように支援することが大切です。

●事例●

〈鶴ヶ島市社会福祉協議会〉～地域のつながりづくりと災害対策～

住民同士で見守られ合う地域を作るため、近隣住民でチームを構成して、活動を行うしくみ（ここつなネット）を作っている。チームの活動内容は自分たちで決めるが、印刷物等便りの配布や散歩時の見守りの他、災害時の安否確認、チーム内での個別避難計画の共有もする。医療的ケア児家庭が入っているチームでは、災害時の電源確保について話し合い、実際に自治会や近隣の機関が発電機を確保し、災害時に備えている。

●事例●

〈鴻巣北本地域自立支援協議会〉～避難訓練で地域とのつながりが生まれる～

避難訓練に民生委員と自治会長が参加。「自分の地域に医療的ケア児がいることを知らなかった」「これからも力になりたい」と言ってくれた。また、地域の瓦版に避難訓練の様子を掲載し「自治会としても協力していきたい」と記載してくれた。

(2) 外出支援

医療的ケア児者の外出に係る支援は、災害対策につながります。外出経験から培われる「外に出る」「外で過ごす」スキルは、避難スキルとして応用できます。また、地域の一員であることを周りに知ってもらうことにもなりますし、地域の資源を開拓するきっかけにもなります。

重症心身障害児や医療依存度の高い子どもの場合、普段の外出もなかなか難しい場合があります。荷物の多さ、外出中のケアの多さ、本人の体調変化への不安、電源の確保、周囲の理解など、外出に当たっては様々な課題があります。そのため、外出を控えがちになり、外出慣れしていない当事者の方も多くいます。医療的ケア児者が外出して参加できるようなイベントを企画するなど、一見災害対策とは関係ないようなことも、当事者の方の災害スキルの向上につながります。

支援者側にとっても、会場にどのようなものを準備すればよいかかわかると、災害時に避難先に準備しておくべきもののイメージが湧きやすくなります。

◆補足◆

一番身近な外出は「受診」であることも多いと思います。受診グッズは外出グッズでもあります。

また、短期入所を利用していると「数日間分の荷物の準備」の経験になり、災害時に荷物をまとめるために必要な時間や、荷物の量がどのくらいになるか、目安をつかみやすくなります。

●事例●

<埼玉県医療的ケア児等支援センター>～当事者交流会で必要なもの～

定期的に当事者交流会を開催しているが、初めは何を準備してよいかわからなかった。当事者の方と一緒に開催を重ねるうち、除圧マット（横に寝転がれる）、パーテーション（排せつ介助時などに使用）、S字フック（イルリガートルの高さを確保する等で使用）、延長コード（医療機器に使用）、消毒用アルコールとペーパーなどがよく活用されることがわかった。また、会場設備として、駐車場の有無、車いす移動がしやすいか（段差、通路幅、エレベーターの有無）、給湯設備やユニバーサルトイレがあるかなどの情報が重要であることがわかった。これらは避難先にも必要になるものと考えられる。

(3) 防災意識を高める支援

当事者の防災意識を高めることも大切です。持ち出し用の荷物を平時からまとめておいたり、各種備蓄の管理、災害情報の取得、避難の判断をしたりなど、自ら行わなければならないこともたくさんあります。

個別避難計画の作成を通じて、防災意識を高めることもあると思いますが、もっと身近なところで防災に興味を持ってもらえるよう、埼玉県では当事者向けの防災ガイドブックを作成しました。(別添参考資料)

県医療的ケア児等支援センター(県センター)のホームページからどなたでもダウンロードできます。印刷配布も自由です。啓発用に御活用ください。

5 参考

＜紹介様式＞別添

例1 山形県様式

- ・「山形県統一様式：災害時個別避難計画（在宅人工呼吸器使用者用）」

例2 志木市様式

- ・「災害時個別サポートブック」
- ・「避難行動要支援者個別避難計画作成に関する情報提供書」

例3 東京都北区様式

- ・「大規模水害（荒川氾濫）時のマイタイムライン（避難行動要支援者用）」

＜参考資料＞別添

- ・医療的ケア児者・重症心身障害児者とその家族のための防災ガイドブック